

第118回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和6年1月19日（金）13:00～15:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

樫 浩一（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【専門委員】

石丸 努

【審議協力者（各府省等）】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：橋本課長 ほか

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官 ほか

4 議 題 作物統計調査の変更について

5 議事録

○樫部会長 それでは、皆様おそろいでございますので、ただ今から第118回産業統計部会を開催いたします。

皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただき誠にありがとうございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、これまでどおり、こちらの会場とウェブの併用で会議を進めてまいります。ウェブで御参加いただく方につきましては、ネットワークの状況で、途中、音声が届きづらなど、不具合が生じる場合がございます。その場合には、御遠慮なくお知らせいただければと思います。

本日も前回の部会に引き続きまして、作物統計調査の変更について審議いたします。前回の部会では、水稻に関する調査計画の変更などの審議を進め、一部確認事項は残っておりますが、残りの審議事項も少なくなっております。そこで、本日の部会は、3部構成で進めていきたいと考えております。

最初に、第1部としまして、前回の部会審議で確認事項とされました、地域別の作況標

本筆数の状況について、調査実施者から御説明をしていただきます。それから、第2部としまして、残りの変更事項と、過去の答申で示された課題への対応状況について審議いたします。そして、第3部としまして、前回部会で審議を終えた範囲で、答申案について審議をしていただきたいと思います。

本日の審議は15時までを予定しておりますが、審議の状況によりましては、予定時間を過ぎるという可能性がございます。そのような場合、御予定のある方は途中で御退席いただいても結構でございます。今日もどうぞよろしくお願いいたします。

それから、1月15日に開催されました統計委員会におきまして、私から、1回目の部会での審議の状況について、御報告いたしました。その際に、報告内容を受けて、「衛星データなどの先進技術を活用することによって、筆数を減らすことなどは難しいのか」という御質問が、改めて委員の方から出されまして、調査実施者から、「研究は重ねつつも、直ちには難しい」旨の回答がございました。

それから、このほか、「農業に関する専門的な知識を必要としているような部分と、そうでない部分を区分し、後者については、更なる調査方法の合理化を進めてもよいのでは」というようなコメントもございましたので、御紹介をしておきたいと思っております。

それでは、審議に入らせていただきます。前回の部会におきまして、作況標本筆を約1万筆から、約8,000筆に削減するという点については御了承いただきましたけれども、その際、筆数を地域ごとにどのように配分するのかを確認したいという御意見がありましたので、調査実施者に資料を準備していただきました。

なお、細かな筆数につきましては、調整中の部分があるということでございまして、資料は席上配布資料にさせていただきます。また画面表示に当たりましては、都道府県の名称は非表示にしておりますので、御了承いただきたいと思います。

では、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省統計部生産流通消費統計課長の橋本でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは今、部会長から御指示のございました、前回の積み残しということで、今、お手元に配布させていただいております資料に基づきまして、説明させていただきます。樞部会長の方からもお話がありまして、こちらの資料は現在調整中のもので、数字について確定していないということでございますので、委員限りという取扱いでお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料を御覧いただければと思います。こちらの資料につきまして、一番左側の欄につきましては、現在の作況標本筆数ということで、約1万筆で設置しております。こちらにつきましては、全国の目標精度が達成できる範囲内で、各都道府県別に10アール当たり収量の目標精度というものを、1～2%の範囲内で、それぞれの都道府県別に設定をして、今、筆数の全体として9,902筆ということで設定をし、調査をしているというものです。

今回、こちらの筆の数を見直していくということで、考え方といたしましては、従来と同様に、全国の目標精度が達成できる範囲内で、都道府県の目標精度を設定し、そこから

都道府県別に、変動係数などを使って算出をしているということです。

目標精度が、もともと全国の収穫量に占める誤差が3万トンの範囲内ということで、今は全国の収穫量が700万トン程度になっているため、全国でいうと、約0.4%という目標を達成できる範囲で、若干、都道府県の目標精度を、それが達成できるよう、1.1%～2.3%の範囲内で再設定し、都道府県ごとの変動係数などを用いて、目標精度がクリアできるように、作況標本筆の算出をしたということです。

こちらの算出結果が、右から2つ目の算出筆数ということで、6,770筆です。こちらにつきましても、前回、御説明させていただきましてとおりに、令和8年産から適用させていただきたいと考えております。米については、非常に政策的にも、また、統計の重要性に鑑みまして、我々としては、慎重に対応させていただきたいので、令和6年産及び令和7年産につきましても、一番右に書かれております、「令和6年産作況標本筆数（調整中）」のとおり、実施させていただきたい。

こちらの筆の数につきましても、右から2つ目の算出筆数でそれぞれ算定した都道府県の筆の数、それと現行、一番左の作況標本筆数との差、例えば、一番上で申し上げると600筆と380筆の差の220筆の半分をまず適用し、令和6年産で、220筆の半分なので110筆を、まず減らすということで、600筆から110筆を減らした490筆で算定しています。それを各県ごとに算定して、その積み上げとして約8,000筆で、調査をさせていただきたいと考えています。

少し長くなりましたが、私からの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきましても、御質問や御意見などがありましたら、よろしく願いいたします。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。冒頭が聞こえづらくなってしまっていて、最初の表の目標精度というのは、答申案など、今までの御説明においても入っているものなのでしょうか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。

もともと目標精度につきましても、全国で3万トンという誤差が達成できる範囲内で、都道府県別に目標精度を定めて、その範囲内で全国の誤差がクリアできるように設定するものということを御説明させていただいたところです。具体的な数字はお示ししておらず、そちらも参考にお示しの方がよろしいのではないかとということで、前回、宿題ということで頂いたものというふうに理解しております。

○小西臨時委員 そのご説明が私には聞こえていなくて、すみませんでした。0.3%とか、0.4%という誤差について、この目標精度3万トンをベースにしているということが、説明に入っていくのですか。

誤差や目標精度について全部を出すことは難しいかもしれないですが、誤差が許容範囲であるということをより具体的に示せるものなのであれば、説明資料や答申案に入るといいなと思います。また令和8年に7,000筆に減らしていく際に、何故7,000筆なのかとい

う根拠も分かりましたし、8,000筆で令和5年、6年、7年でやっとうまくいけば、7,000筆まで減らすつもりだということも含めて議論したということが入っているといいと思います。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 小西臨時委員、ありがとうございます。

実は前回、御説明させていただきました当方の資料3、審査メモで示された論点に対する回答の中でも、許容範囲3万トンを維持しつつ目標精度を見直すということで、700万トンに対する3万トンの収穫量の目標精度が0.4%で、こちらが達成できる範囲で再計算した結果、約7,000筆まで減らすことができるということです。本日、御説明させていただきましたことは、前回、御説明をさせていただいた内容と同様でございます。

ただ、実際に7,000筆の内訳を今回お示しした方が、より委員の皆様にも御理解しやすいのではないかとお話がございましたので、お示しをさせていただいたということです。将来的には、7,000筆まで減らしたいということと、いきなり7,000筆に減らすのではなく、令和6年、7年は、その半分を減らすという形で、慎重に対応させていただきたいという御説明をさせていただいたところでございます。

非常に分かりにくかったかもしれませんが、よろしくお願いたします。

○小西臨時委員 それから、もう一つ質問です。これらの数値は、研究会や、勉強会などで有識者と共に計算や再計算されたと理解してよいでしょうか。

○瀬戸口農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（普通作物統計班担当）農林水産省統計部生産流通消費統計課の瀬戸口です。

こちらの再計算の結果ですが、当方で計算を行ったもので、特段、計算の専門家などといった方々をお願いをしているものではございません。一般的な計算式として、変動係数と目標精度から標本数を試算できるので、その試算した結果に基づいて、このように配分をさせていただいているところです。

また調査の結果として、最終的に出てきた作柄がどのような結果であったかは、別途、有識者の方に見解を頂きながら、検証をしているところでございます。

○小西臨時委員 ありがとうございます。

令和6年、7年の結果を見て、令和8年に7,000筆にするかどうか、調査の結果などを見て、慎重に議論を進めていくと理解しました。

計算式は、サンプリングの専門家とかを入れずとも、皆様の中で式を当てはめて計算したものということも理解しました。ありがとうございます。

○樫部会長 では、事務局から、どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。小西臨時委員、コメントありがとうございます。

1つ目の御発言の中で、いわゆる県別の目標精度に関してというお話がありました。本日、第3部のところで答申を確認していただく、その中にも関わることなのですが、その前に、前回の部会で配らせていただいた農林水産省の回答、資料3の2ページ目を、御確認いただければと思います。

資料3、2ページ目の一番下のところですが、この中で、もともと0.3%、0.4%という話もありつつ、下から3行目に記載のとおり、県別に1%から2%の範囲ということで、数字が出ております。ですので、今のところは、本日の第3部で議論いただく答申案の中では、比率が0.4%、あるいは0.3%という記載はあるのですが、それに加える形で、県別の目標精度として1%から2%という点は従前から維持してきていて、というような文言を追加するということも選択肢としてはあり得るかと思っておりますので、また答申のところでも御意見を頂ければ幸いです。

○小西臨時委員 ありがとうございます。答申案において、いきなり誤差と目標精度と言われても、読んだ方も分からないと思うので、説明が加わるのはいいと思います。よろしくをお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 おっしゃるとおり、一般の方からすると、0.4%とは何かということになり、誤差の許容範囲ということから、目標精度とは違うようなイメージを持たれるかもしれませんので、そういった意味で、もともとこのような形で細かく制度設計をされているということであれば、1%～2%で制度設計されているという文言があれば、より具体的になろうかと思われましたので、また後ほど、御意見を頂ければと存じます。ありがとうございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見や、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今の小西臨時委員の方からいただいた御意見は、答申の文言の中で、少しまた調整をさせていただくということで、1万筆を8,000筆に減らすという件については、皆様は異論なく、また、地域別についても問題はないと御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

それでは次の、残りの審議事項の方に進ませていただきたいと思います。資料としましては、前回と同様、審査メモと審査メモに対する農林水産省の回答を資料とさせていただきます。

まず、審査メモの12ページの公表方法の変更につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの12ページを御覧ください。調査結果の公表方法の変更といたしまして、公表に当たり印刷物の作成を取りやめ、インターネットによる公表のみとすることが予定されております。

この理由について農林水産省は、デジタル化やペーパーレス化を背景として、インターネットの情報提供により、利活用上の大きな支障は生じていないと考えられること、印刷物を作成するための事務負担を軽減し、事務の効率化を図るためとしており、削減される作業量などの具体的なイメージについては、枠囲みに記載しております。

以上につきまして、利活用上の支障もないこと、業務効率化も図れるとしていることから、特段の問題はないと考えており、論点についても特になしとしております。

事務局からは、以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

印刷物をやめて、インターネットに集約していくという変更方法は、いろいろな統計調査でなされておりますし、8月に答申を採択しました、農林業センサスでも同様の変更について適当としたところでもありますので、特に論点立てはされておきませんが、御質問や御意見などがあれば、頂ければと思います。よろしいでしょうか。

論点を設けておらず、ほかの統計でもされている変更ということで、特に御意見がなく、御了承いただいたということで、次に進めさせていただきたいと思います。

では次に変更事項については最後になります。調査計画の記載の明確化ということについて、審議をさせていただきたいと思います。審査メモは13ページになります。事務局から、御説明をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 調査結果の記載の明確化といたしまして、調査実施時期について注書きを追加することが予定されております。

それぞれ調査区分ごとの基本的な調査時期については、図表5に記載したとおり、耕地面積調査や作付面積調査については、7月上旬から7月下旬など今も計画に示されているのですが、前回の部会でも御説明がありましたが、実測調査については、現地に出向いて現地確認をしたり、水稻を刈り取ったりするのですが、天候や水稻の生育状況によって計画時期より前倒しで調査するケースもあります。

そこで、表の右の方に詳しく書いておりますけれども、調査計画に記載した基本的な実施時期よりも前に行うこともあり得るといふことと、それにより得られたデータの取扱いについて追記するというものです。農林水産省は運用上、従前からこのような対応が行われていたが、調査計画に記載していなかったことから、このタイミングを捉えて注書きとして追記したいとしています。

これにつきまして、これまでも行われている調査実施上の取扱いについて、計画上の一層の明確化を図るものであることから特段の問題はないと考えており、論点についても特になしとしております。

事務局からは、以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

この変更につきましては、これまでも行われている実施上の取扱いについて、調査計画に追記するというもので、実質的な変更ではないということでもありますので、論点立てもされておきませんが、御意見や御質問などがあればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、御意見、御質問はないということのようでもありますので、この変更事項について御了承いただいたものというふうに整理をしたいと思います。

それでは、これで今回予定されている計画の変更自体についての審議を終えましたので、次に過去の答申で示された課題への対応状況について、確認をしたいと思います。まず、事務局から御説明をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの16ページを御覧ください。

過去の答申で示された今後の課題の対応状況といたしまして、答申自体は平成28年のものですが、水稻以外の作物について、主産県調査が行われた年の全国値の推計の方法に

関して、課題が指摘されています。

具体的には、枠囲みの中で順に記載していますが、水稻以外の作物の多くは、毎年、全国調査を実施するわけではありませんので、全国調査を行わない年には、主産県調査の結果を活用して全国結果を推計する必要があります。

現在は、主産県調査から得られる最新の増減率を用いることで全国値を推計する方法、こちらを①としており、こちらが用いられておりますが、この場合、主産県の増減率を非主産県の推計に当てはめることとなります。

そこで、直近2回の全国調査から得られる非主産県自身の増減率を用いる方法、こちらを②としておりますけれども、これもあるだろうということで、全国調査の時期が到来する作物から順に、①と②の比較検証を行って、現行の推計方法に支障がないことを確認する必要があるというのが答申の指摘でした。

これを受けまして農林水産省では、その後、順次比較検証を行ってきたのですが、一連の検証を終えたということとして、2つの推計に著しい差は見られなかったとのことで、現行の①、つまり、主産県調査から得られる最新の増減率を用いることで、全国値を推計する方法を使って、特段の支障はないという報告がありました。

この検証結果について特段の問題はないと考えますが、部会の場合でも、改めて検証結果について説明を求めたいとしております。

事務局からは、以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長

今、事務局の方から、御説明していただいたとおりですが、もともとこちらの全国調査年のときは、主産県と非主産県の全てについて調査をしているので、全国値が出ているのですけれども、主産県しか調査をしていない年の推計方法について問題がないのかということで、検証をさせていただきました。要は、全国調査年の時期で検証ができる時期に、順番に検証させていただきました。今回、お示しする結果で、ほぼ全ての検証が終わることです。

これまで、検証結果を随時御説明させていただきましたが、その結果と同様の内容ということ。現行の推計の方法は御説明のありましたとおり、非主産県の推計の仕方が、直近の全国調査年における主産県の変動率をベースに、非主産県の部分を推計するというやり方をしています。

そうしますと、全国の主産県の伸びと非主産県の伸び方が違う場合の乖離について、今回のような検証をすべきではないかという課題を頂きまして、主産県の伸びを調べるのと、過去の非主産県の伸びから推計するという、それぞれ実際に公表している全国調査年の公表結果の2つのやり方を比べる形です。この全国調査年というのは、主産県と非主産県の両方を調べて、その結果を全国調査年という形で公表しておりますので、実際に全てを調べた結果と、現行の主産県の伸びから推計する方法と、非主産県の伸びから推計する方法の両方を推計の方法として、その結果を検証したというものです。

その結果、24ページが一番下に記載しております検証結果では、一部の品目では若干の差が見られたものの、全体として、推計方法の違いによる大きな乖離は見られなかったところで、過去に検証が済んだものともほぼ同じような結果になっております。現行の主産県調査から得られる増減率を用いる推計方法には、最新の増減率を使うことができるという利点もあるということで、24ページの例に示したとおり、黒く塗られている、現行の推計方法ですと、例えば、R5を推計した場合、直近のデータとして、R2の主産県調査のデータが使えるということで、最新の増減率を使うこともできるという利点もあるということで、検証結果に大きな乖離がないということと、最新のデータを使うことができるという、現行のやり方の利点ということも踏まえたと、今の推計方法を継続していくことが妥当ではないかと考えております。

細かい検証結果につきましては、別紙2のとおりということで、こちらの御説明は割愛させていただきますけれども、検証結果については以上となります。よろしく願いいたします。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見があれば、お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。では、事務局、どうぞ。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** ありがとうございます。では事務局から、幾つか確認というか、質問をさせていただければ幸いです。

まず、1つ目なのですが、先ほど、御説明のあった24ページの「例」の図なのですが、見方だけ確認をさせてください。主産県に関しては、全国調査年や主産県調査年に関係なく、毎年調べられているということだと思いますので、主産県から得られる比率というのは、例えば今年でしたら、今年と去年のデータから比率が得られるという、そういう理解でいいのですよね。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** はい。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** この例を見ると、3年前のデータを使っているように見えたので。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** それは、検証するための例として、今回こういう検証をしましたということで、お示ししたものでございまして、実際の数字の試算の際には、ある伸び率で算出しているという形になります。直近のデータを使い、R3ではR2とR3の比較をし、R4ではR2とR4の比較をしているという形になります。

今回、検証ということで、R5の全国調査年で、公表している数字が、答え合わせとして使えますので、それを使って算出をしたということでございます。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** なので、実際上としては、直近のもので比率が作れるという、そういう理解でよろしいですね。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** そういうことになります。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** ありがとうございます。

では、あと1つなのですが、同じく24ページの下の3番のところに、大きな乖離は見

られなかったとあるのですが、その上の2番のところで、品目によっては、主産県と非主産県の動きが違ふ可能性があるというお話があったのですけれども、別の考え方でいうと、品目ごとに、品目の性格によって、現行の方法と、それから追加で求められた推計方法の使い分けで、より正確にできるのではないですかという、そういう質問もあり得るかなと思って、今回の変更を拝見していたのですが、やはり品目ごとに、推計方法を区々に分けるというのは、やはり合理的ではないという判断でよろしいですか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　そうですね。細かく個別の品目ごとに見ると、現行の方が公表値に近い場合もありますし、そうでない品目など両方あるのですけれども、全体として見ると、そこまで極端に品目によって大きな差が出て問題になるというものが、特定できているわけではありませんので、今回、全体としてはそういった大きな違いがなかったということを受けて、直近の増減率を使った方が妥当ではないかと考えたというところでございます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　分かりました。2番のところで、主産県と非主産県の動向が異なる場合があり得るとするのは想定であり、具体的な何かがあるというわけではないということですね。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　そうです。そういった指摘があったので、その算出方法で実際に検証してみたというふうに理解しています。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　なるほど。ありがとうございます。

○樫部会長　ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特に御意見、御質問はこれ以上ないようでございますので、それでは、調査実施者の判断自体について、特段御異論はなかったということで、この対応で御了承いただいたものとして整理をさせていただきたいと思っております。

以上で、個別事項の審議は終了させていただきます。

それでは第3部として、答申案の審議に入りたいと思っております。

資料1の答申案を御覧いただきまして、こちらは、前回の部会で結論が得られている部分について、事務局とも相談の上、作成した答申案でございます。まず、具体的な審議に入る前に、私の考えた答申案の取りまとめの方向について、御説明をしたいと思います。

まず、事務局から簡潔に、この答申案の構成について御説明をしていただきたいと思います。そしてその後、事項ごとに部会での審議内容を適切に反映できているか。それから、修正や追記すべき事項はないかといったようなことについて、皆様から御意見を頂きながら、順番に取りまとめをしたいと思っております。

ただ、細かな表現ぶりにつきまして、最終的に私の方で整理をさせていただくという部分もあるかと思っておりますので、その場合には、部会後の調整を御一任いただければと思います。

そして、本日審議した個別の事項について反映できておりませんので、これについては今日の部会終了後に、文章化したものを皆様の方にお配りをいたしまして、確認をして

いただくというようなやり方でやらせていただきたいと思います。皆様、御意見はありますでしょうか。

では、今のような段取りで進めさせていただきますが、まず、資料1に基づいて、答申案の全体構成について、事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、答申案について説明いたします。

答申の様式につきましては、これまで統計委員会答申の構成を踏襲しており、「1 本調査計画の変更」と、「2 過去の答申における今後の課題への対応状況」という構成としております。

「1 本調査計画の変更」については、（1）承認の適否と（2）理由等としておりました、（2）の理由等に、今回審議していただいた、水稲に関する調査の変更、水稲以外の作物に係る調査の変更、その他の変更の順で項目を立て、それぞれ、計画変更の個別内容、審議していただいた内容や結論の方向性を記載しています。

また、「ア 水稲に関する調査の変更」のうち、「(イ) 報告を求める事項（調査事項）の変更」につきましては、13号様式に限定される調査事項の変更ということで、答申本文の別添として、調査事項、変更内容、変更理由を表形式に取りまとめて記載しております。

なお、4ページとなりますが、本日の審議部分については、項目名だけを記載しております。今後、その取りまとめに沿って、追って文章化したいと思います。

最後に、同じ4ページの「2 過去の答申における今後の課題への対応状況」についても、本日の審議部分として項目名だけを記載しておりますが、課題の要旨と農林水産省の検討状況、対応状況について記載する予定です。

事務局からは、以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは、答申案の冒頭の「（1）承認の適否」は、全体評価となりますので、個別の項目の審議を終えてから、また最後に戻ってくるというふうにしたいと思いますので、「（2）理由等」のところに進みたいと思います。

では、最初に「ア 水稲に関する調査の変更」について、御確認いただきたいと思います。

「(ア) 実測調査を行う箇所数の削減」についてということで、変更内容として、現状をa、変更内容をbで書いておりますけれども、水稲の作況調査として、実測調査を行う作況標本筆は、現在、全国で約1万筆が設定されているところを、今回は水稲の収穫量の減少を受けて、約8,000筆に削減するという計画でございます。

これにつきましては、cの部分になりますけれども、筆数を減らすということで、単収の結果については、今までよりも誤差の幅が大きくなり得るものの、長期的な作付面積及び収穫量の減少を受けまして、全国の収穫量については、許容される誤差の範囲内に収めることができるということと、実測調査に伴う事務負担の軽減にも資するものであるということから、適当としております。

この部分について、いかがでございましょうか。御意見、御質問があれば、お願いをし

たいと思います。

○會田委員 よろしいでしょうか。

○樫部会長 會田委員、どうぞ。

○會田委員 會田です。結論などについては全然問題ないのですが、ロジックとして、最初のところで、何を確保するように設定されているかということ、3万トン確保するように設定されているのであって、0.3%を守りたいわけではないということかと思えます。この場合、もし0.4%になってしまうと、おかしいではないかということになるので、3万トン確保できればいいということになります。

その理由として、cのi)の作付面積と収穫量において、単収と作付面積の積により求められる、というところで、作付面積が減るのだから、この坪刈りの調査で得られる単位面積当たりの収穫量の誤差が多少広がっても、3万トンに影響はない。そのため、調査する数を減らしていいのだというロジックになると思えます。そうしないと、0.3%が0.4%になってもいいのかということになってしまうので、3万トンを守るためには、多少、調査する数が減ってもいいというロジックになるのだと思えます。以上です。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。おっしゃるとおりでございまして、まさに0.3%とか0.4%というよりは、3万トンの誤差について全体に占める割合で見ると、0.3%という誤差でやらなければいけなかったところが、現状では0.4%としても問題ないということで、その結果、先ほど御説明した県別についても、そういった見直しができるということです。今、會田委員におっしゃっていただいた、まさに誤差の範囲や許される範囲であれば、その範囲で必要な筆数の数の見直しができる状態なので、それに合わせて見直しをしたということでございます。

○樫部会長 事務局、どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 御意見ありがとうございます。また、回答もありがとうございます。

そういうことでしたら、答申の流れとしては、まず、3万トンを守らないといけないことは変わらないのだと思えます。その次として、この3万トンを守る上で、計算式から考えると、単収にずれが発生しても作付面積が減っているから、その中で吸収できるということかと思えます。今は0.3%、0.4%がメインに出てしまっているのですが、あるいはもしかすると、これは計算の結果に過ぎなくて、一番守るべきは3万トンであり、それを計算する上で、単収、掛ける作付面積ということで大丈夫なのだ。

それに加えて、先ほど、小西臨時委員からもお話がありましたけれども、基本的な県別の精度というのは、1%から2%という形で、これは従前と変わっていない。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 県別の精度については、現行が1%~2%で、今回、再計算した場合は1.1から2.3という範囲内で、目標精度を設定させていただいたところです。これは、変動係数を用いて、この目標精度で計算すると、3万トンがクリアできるということで、全国が0.3%から0.4%になっていることに伴って、県別に見たときも若干変動があるところです。要は3万トンの誤差の範囲内で収まるように、再計算しているということでございます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。

では、この部分は少し組替えた方がいいかもしれませんね。

○樫部会長 そうですね。

清水臨時委員からも手が挙がったようなので、清水臨時委員の御意見を、まずお伺いしたいと思います。

○清水臨時委員 ありがとうございます。

少し最後のcのところの文章が、いまひとつしっくり頭に入ってこなくて、今の會田委員からの議論に共通するところがあるのですけれども、推計した筆＝面積というふうに考えさせていただいて、筆から生まれてくる収穫量というのが、1単位当たりの収穫量となると思います。

今までは1万筆という筆で、推計したい母集団というものがあつたときに、1万筆を代表して推計していたのですけれども、代表する面積が変わらないという前提で、8,000筆に落とせば、単位面積当たりの収量を確保、単収の結果については、今までより誤差の幅が大きくなるというのは理解できるのですけれども、今まで推計したい母集団の面積そのものが減っているのだというふうに私は理解していたので、1万筆から8,000筆に減らしても誤差は変わらないというふうに理解していたのですが、少し私の理解が間違っていたのかどうかというところが、1つ目のポイントです。

仮に同じだけの量、面積が推計したい母集団に減っていたとしても、それを8,000筆で代表するのと、1万筆で代表したときの誤差というのはもちろん変わってしまうので、ただ、それは単純に減るというのではなくて、いわゆる推定したい母集団から調査をする標本の抽出率の変化に伴う誤差の変化ということですから、理論的には、これをどう読み解いていいのかが少し分からないなというふうに、この文章に少し何か混乱してしまったというところがあります。

ということでポイントは、推計したい母集団そのものが減ってしまっているのだと考えていいのかということになります。そこは変わらず、そのまま、ただ収量だけが減っているため、少しそれは予想がしづらいのですけれども、収量が減らないと私は思っていたので、それ自体が減っているというのであれば、少しこの文章の意味がよく分からないというところなので、もう少し詳しくここを御説明いただきたいなと思いました。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

小西臨時委員からも、手が挙がっていますので、小西臨時委員の御意見も伺ってからお答えを頂きます。

○小西臨時委員 ありがとうございます。

會田委員に整理していただきよくわかりました。このままの文章ですと、筆数の調整の話と、精度と誤差の話というのが、混ざってしまっているので、ここの書きぶりは、少し書き直していただくと良いかと思います。

加えてcについて、「これ」が何を指すかがわかりませんでした。aは、今までの現状、bは、今、起ころうとしていることだと理解できます。「これ」がどこを指しているか少し分かりにくいので、全体的に分かりやすい書きぶりにしていただけるといいなと思いま

す。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。

私から質問するのも何なのですけれども、1つは、今出てきたのは、これは単位面積当たりの収量の誤差というのは、これは目標があるのかなのか、そこを1つお伺いしたいと思います。それから先ほど、小西臨時委員が、最初のところで議論していて、まず、8,000筆に減らして、その後で7,000筆に減らすというところで、これは、7,000筆に筆数を減らすときというのは、また申請していただくとか、何かそういう手続になるのか。この先は、8,000筆は、この答申で認めるわけですけれども、その後、7,000筆にするときはどうするのかという、そこを少しお伺いしたいと思います。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** では、手続論については、事務局から御説明いたします。

今回は、8,000筆に減らすということで変更申請が出てきていますので、今回の承認は8,000筆までです。今のところ見込みとして、2か年の状況を見て、令和8年産からというふうに見込んではいらっしゃいますけれども、実際にそれができるかどうかというのは、その状況を見てということになるかと思っておりますので、実際に7,000筆に減らされるタイミングで、また改めて申請という認識をしています。

そんな感じで、認識は合っていますでしょうか。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** はい。今、おっしゃっていただいたとおりで、こちら準備していきたくてお思います。ありがとうございます。

○**樫部会長** それでは、今のところについては、まず8,000筆に減らすということについては了承されているわけですけれども、少しこの文章のロジックが混乱しているので、直すようにいたします。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** ありがとうございます。事務局でございます。申し訳ございません。なかなか煮詰まらない案をお示しして、混乱させてしまったことをお詫びいたします。

會田委員をはじめ、皆様から頂いたロジックを踏まえまして、今のイメージとしては、まず冒頭に一番大事なものが、3万トンを守らないといけないと。それをする上で、収穫量の計算というのは、単収×作付面積ですと。

清水臨時委員からも御質問がありましたけれども、恐らく作付面積も10%、15%ぐらいで減ってきていると思いますので、そもそも母集団の大きさ自体が小さくなっているということを踏まえたときに、この掛け算からすると、単収の方の精度が少しずれたとしても、全体の3万トンは維持できるのだというところをメインにして、あとは、0.4%、0.3%をどう組み込むかというのは、少し文章を考えさせていただきますけれども、少し組替えをしてみたいと思いますが、そのような認識でよろしゅうございますでしょうか。

○**會田委員** 私はいいと思います。一度、書いていただいて、皆様に見ていただければと思います。

○**樫部会長** それでは、私の質問の、単位面積当たりの目標というのはあるのかというの

を農林水産省の方から説明を。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。ありがとうございます。

都道府県別に単位面積当たりの目標精度ということで、先ほどお示しをさせていただいたものになりまして、都道府県別に定めた目標精度から全国値というものを試算すると、目標精度が0.22で、変動係数が0.15となっています。

3万トンという誤差量は許容されているという中で、面積の減少も含め、分母が小さくなっている分、許される誤差が広がっているというような形になっております。その結果、今回の目標精度なりを算定しまして、これだけ筆の数を見直しても目標の3万トンは維持できるということで、計算させていただいています。

また、委員の皆様の方の今日の御質問に分かりやすくお答えできるような答申案ということで、総務省とも御相談させていただき、より分かりやすい答申案になるように工夫させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○樫部会長 小西臨時委員から、手が挙がっているので、御発言をどうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。

ここでは、3つぐらいのロジックが入り組んでしまっているので、シンプルに描くことが必要かと思っております。

お聞きしていると、平成9年に皆様で考えられた3万トンに縛られているため、3万トンが意味のある数字なのだということが分かるような形で、注のところ等に書いていくのがよいと思っております。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

この3万トンを達成するためというところを、もう少し分かりやすいような形で、事務局の方と、私も一緒にロジックを考え直して、皆様に修正案を提示して、また見ていただくというようにしたいと思っております。

それでは、この部分は事務局で、再度、練り直すということで先に進めさせていただきたいと思っております。

続いて、2ページ目の「(イ) 報告を求める事項（調査事項）の変更」のところに行きたいと思っております。

変更事項の詳細につきましては別添にまとめておりますけれども、実測調査の過程で用いる別記様式第13号について、調査事項の整理・削減を行い、調査票の様式を見直すという計画になっております。

これについては、水稻の収量を算定する上で必須である事項や影響の大きな事項を、継続して把握する一方で、行政記録情報等の活用により代替できるものなど、実測調査で直接把握する必要性が低下した事項について削減しようとするものであり、適当としております。

この部分につきまして、御意見があればお願いしたいと思います。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。小西です。

別添の資料をまとめてくださって、ありがとうございます。これも非常に分かりやすく

て良いと思っていて、農林水産省の公的統計調査は、この調査に限らず様々な調査が政策にも使われますし、利用者の裾野が本当に広い調査だと、思っているところです。

別添を拝見していますが、行政記録情報で代替があるから、おおむね調査項目を削除すると理解しています。調査項目の削除により公表がなくなると思うのですが、1つ目の質問は、この削除される1から9は、そもそも公表されていたのでしょうか。公表されていたものを公表しなくなった場合に、今までの利用者への周知のような、どの行政情報で代替できるか、公表をやめ新たにこれを使います、といったようなことは、何かホームページ上や個別等で周知される予定があるのかという質問です。

例えば9番の被害調査等も、都道府県は既に把握しているため、必要があればその利用をすれば良いということですが、今までは農林水産省のホームページに公表されていた事項であったものが、なくなったために都道府県へ問合せをするというのは、なかなか普通の方だと難しいと思うので、周知の計画や利用者へのサービスのようなものを考えていらっしゃるれば教えて頂きたいです。

そもそも全部を公表していたものなのか、公表をやめるものがあるとなれば、それに関する代替案の周知等は、考えていらっしゃるかがというのが質問になります。

以上です。

○**樫部会長** では、今の御質問に対するお答えを願います。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** 小西臨時委員、ありがとうございます。

まず、公表しているものにつきましては、別添の左側のナンバーの1と9が公表されておりまして、2から8というのは、あくまでも収穫量を算定するための検証などに使っていたデータということで、御質問に該当するのは、まず1と9になります。

1の播種期、田植期などの耕種期日、9の被害調査については、それぞれ実際の収穫量の算定そのものには活用されていないということで、今回、公表はしないという形にさせていただいたところでございます。

1の耕種期日につきましては、お米の産地であると、既に主要品種について、よりきめ細かい生育情報がかなり品種別にも公表されているものがございまして、我々も調査を行う上で、そういった都道府県であったり、いろいろな試験場なりが公表している情報も、既に活用させていただきながら、やらせていただいていたという実態もございまして、そういったものを、今後また参考として使っていただけるのではないかと考えております。また、我々自身も、実はそういった情報も大いに参考とさせていただきながら、やらせていただきたいと思っているところです。

ただ、この情報が代替できるものかというような形の具体的な周知というところまで、今は考えているということではございませんが、米の関係団体等が、各都道府県の公表しているものに、外部リンクを貼って提供しているようなところもございまして、そういった形で、このような情報が必要と思っている方には、お知らせできれば、御活用いただけるのではないかなと考えているところでございます。

また、被害調査の関係でございすけれども、こちらについても、かなり予想収穫量調

査に活用できる刈取り済みの圃場の数が増えたということもありまして、予測の精度も上がり、今回、必要性が低くなったために、調査事項について変更させていただくということで、削除させていただきました。また被害の発生情報といたしましては、各都道府県の病虫害防除所というところが、発生予想なりを公表しておりまして、被害の発生情報という状況もおおむねつかめるところでございます。

我々といたしましても、もしこのような検証が必要となった場合は、このような情報を基に被害の広がりなどを情報収集して、対応させていただきたいと考えているところです。

長くなりましたが、以上になります。

○小西臨時委員 ありがとうございます。

個別の対応については、適宜御対応くださると思うので、農林水産省のホームページに、関連リンク等、利用者に役立ちそうなサイトを作っていただければと思います。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そういった工夫もできないかは、考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○樫部会長 清水臨時委員、どうぞ。

○清水臨時委員 ありがとうございます。

前回コメントさせていただいたのが、行政記録情報を活用するとか様々な変更があるのですけれども、統計として劣化する部分がなければ良いということをお願いしました。そのときに劣化の意味というのが、精度が劣化するということと、今までは情報が公開されていたものがなくなってしまうというような、今の小西臨時委員との議論のようところが該当するのですけれども、そういった意味で、今回、別添のように整理していただいたものですから、その一つ一つの変更内容と、変更事由を書いていたので、とても分かりやすくしていただきまして、ありがとうございました。

そういう意味で、例えば、答申案別添の項目の1は、行政記録情報が活用できるので削除という形になりますので、これは、劣化につながらないと思いました。2は、削除されて情報の公開がなくなるといった点が、把握の必要性が低下していると言える。収穫量を測定するというのは、今回の大きな目的ですから、その調査結果を使っていらっしゃる方がいると、困るかもしれないと思いましたが、2は把握の必要性の低下、また3や4は、記入欄の明確化や拡大等で良いのですけれども、次の5が、既に用いられていない事項とのもので、これは、収穫量の把握には用いられていないものの、これを大事に思っている人がいる場合、困ることはないかと、必要性の低下という理由が出てくるわけです。これも、私はこの分野の専門家ではないので判断がつかないのですけれども、いろいろな御審議をされた後に、ここの把握の必要性は低下しているのだというような御判断をされて、統計の精度の品質、または、収穫量を測定するという精度に必須な影響がない、または、他にオルタナティブに公開されていたものがあり、そういうものの利用者がいないと理解して良いのであれば、とても分かりやすく公開していただいたので、良いと思えました。前回のお礼と、追加のコメントでございます。

以上でございます。

○樫部会長 どうぞ。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 清水臨時委員、ありがとうございます。すみません、冒頭で申し上げたときに音声が入りよく聞こえなかったと思いますので、改めて御説明をさせていただきたいと思います。

答申案別添の項目の1から9のうち、現在、公表させていただいている項目が1と9のみということで、2から8までは、収穫量の検証にあたりできるだけ予測精度を上げるために、きめ細かくいろいろなことを確認して、収穫量の推計値を算出するため活用しており、この項目自体は、世の中に公表されているものではございませんので、恐らくそういった意味での影響はないかなと思っております。

○清水臨時委員 理解しました。では、統計作成のプロセスの中で使っているだけなので、皆様の独自の判断の中で必要ないというものは消していきますということですね。

理解いたしました。ありがとうございます。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。

○樫部会長 清水臨時委員、どうもありがとうございました。

石丸専門委員、どうぞ。

○石丸専門委員 すみません。少しコメントだけなのですが、統計は、やはりユーザーフレンドリーであるということが、すごく重要だと思うので、例えば、1と9の調査事項では、「都道府県等の関係機関において把握しており、その利用により」というところでは、やはり、リンクを掲載する等、ユーザーが使いやすいような形での移行をすればいいのではないかと思います。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございます。

小西臨時委員、追加で御発言でしょうか。

○小西臨時委員 何度もすみません。

1と9だけ公表されているということで、清水臨時委員の御質問と重なるのですが、2から8は、統計の品質や統計の妥当性のチェックのため等に内部利用されて、その利用も減ってきているということなのだろうと思いますが、これは専門家の方や研究者の方が二次利用申請した場合も、2から8は提供していなかったものですか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。

そういった申請があった際は、御提供させていただいております。

○小西臨時委員 そうですね。だとしたら一般、広く国民の皆様全体にオープンにはしていないけれど、実際に研究で使われている方で、二次利用申請された方は、2から8に関しては、なくなったら困る方が、やはりいるということはあるということですね。政策の中のほかの部局の方等、原課の方が使われる時も、この部分が無い状態で提供することですね。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。

内部的に政策上、必要かどうかということは、既に確認をしております、そういった利活用は、こちらの項目がなくなっても支障ないということは、確認をさせていただいております。

今回は、限られたリソースを最大限活用するような形で、できるだけ、本当に必要なものをしっかり継続できるようにというような観点で、この機会に、水稻調査に関する項目を、我々としても再点検させていただきまして、今回、効率化につながるということも期待して、御提案をさせていただいたというものでございます。よろしく願いいたします。

○小西臨時委員 研究者の方で、1から9までを使っていらっしゃる方にとっては、困ることになると思いますので、説明が必要だと思います。利用者がどれだけいるか分かりませんが、丁寧に御対応していただくといいと思います。ありがとうございました。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 いろいろとありがとうございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

皆様、まだ御意見があれば、お伺いしますけれども。よろしいでしょうか。

当然、調査がなくなれば、使っていた人はいたかもしれないということは分かりますが、やはりリソースがない中で、どこまで対応できるかという問題があるかと思っておりますので、利用された方には、また丁寧な対応をしていただくということと、それから今の1と9、ここについては、公表していたものだという事ですので、今まで使っていた方に対して、他でどういう情報があるのかというようなことも、丁寧に対応していただければと思います。リソースがあれば、今までと同じことを続けていければいいのですが、農林水産省の地方支部局の方のリソースなどが、大きく削減されていて、非常に対応に苦慮されていることはよく理解しておりますので、本当にやむを得ない事態かなと思います。

それではこの部分につきましては、今まで利用されていた方へ、丁寧に、代替的情報源等について、分かるような丁寧な対応をしていただきたいという御意見が出ましたけれども、この答申の案自体について、特に御意見がないというようなことでした。

今まで、1と9というのは、ウェブ上で公表されていたものなのですね。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。ウェブ上でも、統計調査の結果の公表の際に、1と9は、収穫量の公表の際に併せて公表事項ということに含まれていた項目になります。

○樫部会長 そこはまた、今まで利用されていた方が困らないような対応ぶりについて、何か答申の中に文言を入れるかどうかということ、少し事務局とも相談します。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 では、少しだけ御相談ということで、また、具体的なことは追ってということになりますけれども、今の議論の中で委員の皆様から、今まで利用されていた方への手当というお話が出ました。

特に公表されている1と9に関しては、公表が外形上なくなるということになりますので、そういった意味で、ホームページ等々で、変更により、この集計はなくなりますが、地方公共団体等において、類似の情報がある、といったようなガイドのようなことを入れてはどうかというような留意事項といったことを、この答申文の中に書くという選択肢もあるかということで、今、部会長の方から御相談いただいたところでございます。

○樫部会長 では、何かそういったことが書けないかということで、事務局と御相談をさせていただくということで、この部分の報告を求める事項については、その文章を直す

案を、皆様に御提示し、修正をするという方向で、少し調整をさせていただきたいと思えます。文案については、ほかと併せて皆様に御確認いただきますけれども、最終的には、私にお任せをいただければなと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、2ページ目の調査事項の変更の部分については、そういう形で取りまとめをさせていただきたいと思えます。

続きまして、同じく2ページ目の作況調査の公表の集約でございます。水稻の作況調査につきましては、最終的な収穫量の公表に先立ちまして、全国における実測調査の進捗の過程で、当年に予想される収量が段階的に公表されておりますが、西南暖地の早期栽培等に限っては、8月15日現在の予想収量も公表されております。今回の変更では、西南暖地の早期栽培等についても、全国の他の地域と同様、9月25日時点以降の公表に集約するということが計画されております。

これにつきまして、まず、9月25日時点以降、全国一律に、より確度の高い予想値が公表される状況にあって、8月15日時点の値でなければ利活用に支障が生じるという状況ではないこと、それから、公表の集約によりまして、事務負担の軽減にも資するというこの2点から適当としております。この部分につきまして、御意見があれば、皆様から頂戴をしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この作況調査の公表の集約につきましては、御異論がないということで、御了承いただいたものと整理をさせていただきたいと思えます。

続きまして、同じく2ページ目の(エ)の部分、公表時期の変更の部分でございます。

水稻の作付面積及び予想収穫量の公表時期について、実態に即して調査計画の記載を修正するというものでございます。答申では、bの前半で、これまでの経緯について触れつつ、bの後半で現行の計画と実態に若干のずれがあるということ、それからまた将来、ずれが生じることを説明した上で、最も重要視される利活用に支障が生じていないという現状も踏まえて、変更内容を適当であるとしております。

この部分について、御意見がある方は、御発言をお願いいたします。

それでは、特に御意見がないということで、皆様にこの部分については、御了承いただいたということで整理をさせていただきたいと思えます。

続きまして、次の水稻以外の作物に関する調査の変更の部分でございます。3ページ目のイの部分です。

水稻以外の作物に関する調査の調査方法につきましては、表2の現行欄に記載したとおり、関係団体等については、郵送・オンラインで行われておりますけれども、農業経営体については、郵送のみで行われております。

これを今回、農業経営体につきましても、オンライン回答を導入するという計画になっております。これにつきましては、回答方法の選択肢を増やすことで、回収率の向上及び報告者の負担軽減を図ろうとするものであるということ、それから、公的統計基本計画に沿った対応であるということから、適当としております。

この部分につきまして、御意見のある方は、御発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、この部分につきましても、特段御異論はないということで、御了承いただいたものというふうに整理をさせていただきたいと思えます。

次に、前回の部会で審議した最後の部分でございまして、4ページ目の②「審査・集計過程における行政記録情報等の活用について記載追加」というところでございます。

まず、aの部分に記載しましたが、本調査では、以前から作付面積調査や収穫量調査の審査や集計過程において、行政記録情報等が活用されておりますが、今まで、そのことが計画書類の中に示されておりました。

そこで、表4のとおり、その旨を調査計画に追記するとともに、活用している具体的な行政記録情報のリスト等については、調査計画の参考資料として追加するという計画が予定されております。

これにつきましては、行政記録情報等の活用について、計画上、明確にするものであるということ、それからまた、具体的に活用する行政記録情報等については、そのときの状況によって変動し得るものであることから、調査計画に一律に記載するということにはなじまないということでありまして、参考資料という形で、情報の明確化をすることであることから、適当としております。

この答申の部分につきまして、御意見のある方は御発言をいただきたいと思えます。

清水臨時委員、どうぞ。

○清水臨時委員 ありがとうございます。

これもとてもいいことだなということで、前回は発言させていただきました。

少しまた教えていただきたいのですが、この調査だけではなく、統計を作る過程の中で、先ほどの場合ですと例えば、今まで調査していたものをどうするかという判断なども、今回の御審議に出していただきまして、裏側で何をやっているか分からないというようなことは本当になく透明にやっつけらっしゃるのだなと勉強させていただきました。

今回も、調査に直接は関わらないものの、様々な形で行政記録情報も使っているの、それを調査計画の中に、きちんと明文化しておきましょうということで、これも素晴らしいことだなと思っております。

こういった調査計画に載せるルールとして、ほかの統計などでも、このようなことをきちんと明記するようなことがされているのか、こうして農林水産省の方から御指摘があったために載せることになったのかといったような経緯を教えていただければなと思えました。

総務省から指摘して載せることにされたのか、農林水産省から、こういうふうに申請があったので、今回はこういう変更をしますという、どちらの経緯だったのかなということだけ、少し今後の参考のために教えていただきたいと思えました。

○樫部会長 では、事務局の方からお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今回の申請に当たりましては、行政記録情報等について活用しているということに関して、まず、農林水産省の方から何らかの形で明文化したい、いわゆる透明化を図りたいということで申出がありまして、それで一番合理的な方法はどうしたらいいかということで、ここに至っているというところ

でございますが、農林水産省から、何か補足がありましたらお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。

今、内山統計審査官からお話しいただいたとおりでございます。既に行政記録情報を、検証なり、いろいろな形で活用してきたということと、今後も、そういったことの拡大が見込まれるということも踏まえまして、このようなことをきちんと位置付けておきたいということで、総務省に御相談をさせていただきました。

○清水臨時委員 ありがとうございます。調査結果が、e-Statなどでも見られるようにしていただいている、我々ユーザーからして、本当にこういうふうに明記していただくといいなと、素晴らしいなと思いました。ありがとうございます。

○樫部会長 小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 小西です。

行政記録情報等の「等」は、民間ビッグデータも入っているのですか。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 基本的には、行政記録情報というのは、国の行政機関が持っている統計調査以外のデータで、「等」というのは、地方公共団体が持っているデータということで、いわゆる公的機関が持っている情報という、そういうふうに御理解いただければ幸いです。

○小西臨時委員 では、この「等」の中に民間ビッグデータのようなものは、入っているわけではないということなのですね。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 基本的な認識としては、そうですね。

○小西臨時委員 将来的には、「等」に民間データを入れてもいいのではと思いました。客体の負担や、調査員、事務局の負担等を減らす意味でもいいのではないかと思います。

○樫部会長 ほかに御意見はありますか。

それでは、この部分についても、御質問は今、出ましたけれども、御意見はないということで、ここの答申案について御了承いただいたということで、整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上で、第1回目の部会で審議した内容につきましては、一通り答申案の御確認をいただいたということになります。本日の部会で審議した部分については、部会終了後、文章化して御確認をいただきますけれども、ここまでに御確認いただいた内容を踏まえて、冒頭の承認の適否の部分について、仮置きとして、承認して差し支えないというふうにしておりますけれども、これについて御意見があれば、お願いをしたいと思います。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 議論の方向性や結論に対しての異議はないです。

今後の課題がないことについては、今後8,000筆を7,000筆にするときには、当然もう一度諮問をするため、8,000筆が現実的であったのかというのは、次の諮問のときに検証や検討をするので、今後の課題には検証や検討についてあえて書いていないという理解でよいでしょうか。

○樫部会長 では、事務局からお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山です。御意見ありがとうございます。

どういった場合に今後の課題が付くのかということなのですが、答申の中で、今回の変更をした上で、今回の調査で気にしないといけないことは、留意事項という形で、本文に直接書いたりするのですが、将来的に、ある意味で義務付けとは申しませんが、統計委員会として強い関心を持たれていて、このようなことについては、是非やっていただきたいということに関して具体化できれば、それは今後の課題ということで、書くということになるかと思えます。

今、御指摘があった令和8年のときに、作況標本筆を7,000筆に減らすかどうかということなのですが、これは、そのときにならないと明確に、令和8年から変更するか、令和9年から変更するかというのは確定できないということなので、そういったところまでは書けないとは思いますが、今、御指摘のとおり、今回の8,000筆に減らして支障がないかどうか、どういった状況下ということについては、当然ながら、7,000筆に向けての検証課題として内部で検証されるのだろうなとは思いますが、統計委員会として、今後の課題で書いていけないということではないかと思えますけれども、統計委員会として、是非言っておかないといけないことかどうかというのは、そこは御判断だと思います。

ですので、当然検証されることなので、書かれても当然検証されるでしょうし、書かれなくても検証されると思えます。

○小西臨時委員 ありがとうございます。今後の課題に書かなくても絶対に検証して下さると思っています。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 逆に言うと、今後の課題を書いたときに、検証結果をどのタイミングで統計委員会にフィードバックしていただくのかというところで、将来の状況によっては、紛れが出る可能性があります。と申しますのも、当初は令和8年産からの切り替えを予定していて、その時に併せて状況説明いただくことを想定していたのだけれども、やはりもう少し先がいいという話になったときに、では、令和8年のタイミングで、1回統計委員会に報告していただくのでしょうかというようなところで、若干紛れが生じてしまうのではないかという懸念はあります。

○小西臨時委員 分かりました。

課題がないのであれば、無理やり作るものではないのでいいと思います。ありがとうございます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 恐れ入ります。ありがとうございます。

○樫部会長 ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、全体のところで、変更を承認して差し支えないという表現ぶりについては、御異論がないということかと思えます。

あえて課題として、今の7,000筆の話を書くかどうかということと、それから何か皆様から課題として何かおっしゃりたいとか、書くべきことがあるとか、そういう御意見があれば御発言いただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局の方から、特に課題を今回は挙げる必要はないのではないかということで、課題に入れておりません。それでは、今回は課題については特に設けないという方向で、この先に進めさせていただきたいと思います。

では、全体を通じまして、何か御意見あるいは御質問なりがあれば、御発言をお願いいたします。

それでは、特に御意見もないようでありますので、以上で、今日予定しておりました議題について一通り審議が終わりましたので、取りまとめをしたいと思います。残っております、今日審議しました内容について、答申案の中に追加をして、確認をしていただくということと、それから先ほど出ました、水稻の実測調査のところについて、ロジックをもう一遍整理し直して、修正案を皆様に御提示するというところでございますけれども、答申案に盛り込む方向性については、皆様の共通の認識を得ているということで、2月9日に設けている予備日に部会を開催して、ここで、皆様全員で集まって議論をするという、それまでの必要はないのではないかと考えております。

答申案の追加確認については、メール等で案を皆様にお送りして、確認や御意見を頂き、部会の答申案というのを取りまとめていきたいと思っておりますけれども、そのような進め方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、大体の方向性の認識が一致しているということで、今後は私と事務局と相談をして、答申案を作って、皆様にお諮りをして見ていただき、最終的な案にまとめていくという方向で御確認をいただくことにしたいと思います。

その調整の過程で頂く意見の扱いについては、私に御一任を頂いて、書面決議のような手続は重ねて行わずに、最終的に整理した結果を、私から統計委員会に報告させていただきたいと思います。そのようにさせていただいて、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきたいと思います。

なお、答申案の統計委員会報告につきましては、現状では3月の統計委員会を想定しておりますので、2月の統計委員会では、本日の部会の審議の模様について、私から報告をさせていただきたいと思います。

それでは最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。

本日もお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございました。

今、部会長からもお話がありましたとおり、答申案の追加部分、それから本日御指摘いただいた冒頭の部分など、それから調査事項の公表がなくなる部分の留意事項といったことの追加をしまして、皆様に確認をお願いする予定でございます。確認の具体的なスケジュール感につきましては、確認をお願いする際のメールにお示しをして、御協力いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、いつものお願いでございますが、部会、本日の議事録につきましても、作成次第、メールでご照会差し上げますので、こちらにつきましても御確認をよろしくをお願いいたします。

最後に少し出過ぎたことではございますけれども、作物統計調査は、今、部会長がおっしゃったとおり、実開催としては、本日をもって終了ということでございますけれども、今度は1月29日から農業経営統計調査の部会審議が始まります。経常的な委員の皆様におかれては、御多用の中、引き続きお時間を頂戴するということになりますが、こちらも追って順次、情報提供差し上げますのでよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○**樋部会長** どうもありがとうございました。

今、事務局から話がありましたけれども、作物統計調査につきましては、答申案の追記内容の確認作業が残っておりますので、引き続き、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

それから、経常的な委員の皆様におかれましては、1月29日から農業経営統計調査の審議が始まります。お忙しい中、お時間を頂きますけれども、こちらについては、また、お力添えを頂きたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上で、この作物統計調査について、委員の皆様が集まっていたいて議論するという会は終わりということになります。こういう機会はもうなくなるということでもありますけれども、石丸専門委員におかれましては、今回の作物統計調査の審議に当たりまして、専門的な知見を踏まえて貴重な御意見を頂き、誠にありがとうございました。石丸専門委員、上越から御参加いただいているということで、震災の影響もあって、いろいろ大変な中で、審議に協力していただいたかと思ひます。大変な中、本当にありがとうございました。

○**石丸専門委員** ありがとうございます。

○**樋部会長** それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了したいと思います。

本日も皆様、御協力いただきまして、大変ありがとうございました。